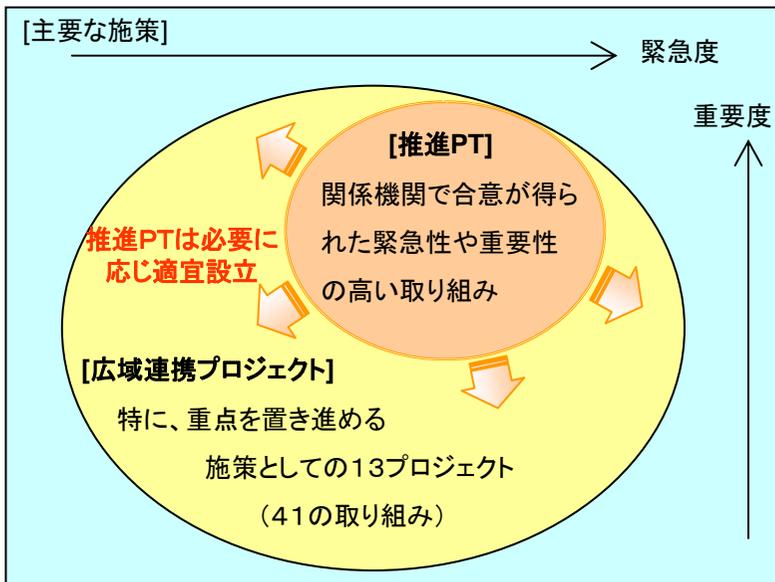


広域地方計画における広域連携プロジェクトと取組推進PTの関係整理①

【取組推進プロジェクトチーム(以下「推進PT」)の目的】
 推進PTは、広域地方計画に定められた13の広域連携プロジェクトを推進するため、各プロジェクトに記載された取り組み項目のうち、緊急性や重要性が高く、また関係機関の合意が得られたものについて、参加機関により計画期間内に取り組み目標(推進計画等の策定及び成果目標等)を定めるための調査・検討を行う。
 なお、推進PTで検討する取り組みについては、各プロジェクトの中で関連性の高く、同推進PTにおいて調査・検討することが取組の推進に繋がるものについては、調整可能な範囲で取り込み検討する。

【広域連携プロジェクトと取組推進PTの関係(イメージ)】



広域連携プロジェクト(計画)	当面立ち上げる取組推進プロジェクトチーム
1. 東北圏のパナシヤルを活かした低炭素・循環型社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギー等の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電(OKW)・太陽光発電(OKw) ・中小規模水力発電(OKW)・蓄水熱利用(OKw) ・空海関連事業者等のクリーンエネルギー・自動車の導入(OK) ・充電施設(OKw) (空港、SA・PA、道の駅等)など 主要機関: 東北経済産業局
2. 歴史・伝統文化、自然環境の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ○低炭素・循環型社会の構築(夜耕) ・地産食材(県産木材)を用いた住宅建設の促進(OKw) ・低炭素宅地導入・CO2削減のための森林整備(OK) ・交通円滑化等道路交通渋滞対策や都市鉄道によるCO2削減(OK) ・一般建設廃棄物の削減(OK%) 主要機関: 東北地方整備局・東北森林管理局
3. 日本海濱・千島海濱周辺海濱型地震等大規模地震災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○防災基盤の効果的な整備と広域連携の強化 ・防災拠点整備計画策定・ハザードの配置計画策定 ・ハザードマップの整備・GISによる情報共有 主要機関: 東北地方整備局
4. 地球温暖化に伴い高まる自然災害リスクへの適応策	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な救急医療体制の構築による持続可能な地域社会の実現 ・第三次救急医療機関への60分到達率(OK%) ・道路網、通信網整備計画策定・救急車退出路計画策定 ・遠隔医療の導入・ドクターヘリの配置計画策定 主要機関: 東北厚生局
5. 豪雪地域の暮らし向上	<ul style="list-style-type: none"> ○高速バスネットワークを活用した移動手段の充実 ・高速バス乗り継ぎ等の利便性向上策の検討 ・高速バスの共通フリーパス導入に向けた検討 主要機関: 東北運輸局
6. 都市と島山漁村の連携・共生による持続可能な地域構造形成	<ul style="list-style-type: none"> ○東北圏の港湾利用促進と効率的な国際物流体系の構築 ・農水産品輸出セミナーの開催実施 ・農水産品輸出拡大(輸出量・相手国) ・内航フェリー・航路の就航 ・京浜港との内航フェリー輸送割合の増加 ・出航説明会開催実施 主要機関: 東北地方整備局
7. 地域医療支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「新たな公」コンソーシアム・シンクタンクの創設 ・「新たな公」コンソーシアムの創設 ・「中山間地問題シンクタンク」の設置 主要機関: 東北地方整備局
8. 次世代自動車関連産業集積圏形成	
9. 農水産業の収益力向上	
10. 「日本のふるさと・原風景」を体験できる滞在型観光の創出	
11. グローバル・ゲートウェイ機能強化	
12. 環日本海広域交流圏の形成	
13. 地域づくりコンソーシアム創出による地域支援	

広域地方計画における広域連携プロジェクトと取組推進PTの関係整理②

【推進PTの位置づけ】

- ①推進PTは東北圏広域地方計画協議会検討会議・幹事会の下に位置付ける。
- ②推進PTは取り組み内容等を幹事会に報告し、取り組みの検討や推進に必要な助言等を受けるとする。
- ③推進PTは社会的な要請(国等による新たな指針等の策定など)により、構成機関の発議によって、参加機関の賛同を得て設立するものとする。

【推進PTの取り組み内容】

- ①取り組み項目における推進計画等の策定
- ②取り組み項目における成果目標の設定
- ③策定された計画や成果目標等に対する参加機関の役割分担等の把握
- ④策定された計画や成果目標等に対する進捗管理(フォローアップ)

広域地方計画における広域連携プロジェクトと取組推進PTの関係整理③

【推進PTの主査機関の役割】

- ①構成機関からの参加機関を募り、参加機関との調整により推進PTの取り組み内容を取りまとめる。
- ②主査機関は、広域地方計画協議会幹事会に推進PTの活動内容等を報告する。
(年1回～2回を想定)
- ③主査機関は推進PTの目的を達成するため、参加機関との調整・連携を密に行うと共に、推進PTの運営を主体的に行うものとする。
また、主査機関は、参加機関以外の構成機関に対して、情報の共有化を図る。

【広域連携プロジェクトのモニタリング指標と推進PTでの検討との関係】

- ①広域連携プロジェクトのモニタリング指標は幹事会において検討し選定する。
- ②推進PTでの検討の結果、進捗管理が可能な目標(指標)が設定できた場合は、広域連携プロジェクトのモニタリング指標に加えることも想定。